

# 国立研究開発法人建築研究所の見直し

令和3年9月28日

国土交通省

## 第1 基本的な考え方

国立研究開発法人建築研究所（以下、「建研」という。）は、住宅・建築・都市計画技術について、技術基準の策定等に反映するための技術的知見を得るための研究開発を実施し、その研究開発成果の最大化を図ることで、建築の発達及び改善並びに都市の健全な発展及び秩序ある整備に資することを役割としてきている。

建研は、「第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）」「国土強靱化基本計画（平成30年12月14日閣議決定）」「住生活基本計画（令和3年3月19日閣議決定）」の方向を踏まえ、大学・研究機関等の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果を最大化し、他分野も含めた他研究法人や民間企業、国土交通省等との連携を図りながら、研究開発成果の社会実装に向けた社会的受容性の検討も含め、住宅・建築・都市計画分野において、地球温暖化やエネルギー問題に対応した低炭素で持続可能かつ安全・安心な住宅・建築・都市を構築していくことを目指している。

建研の業務及び組織については、研究開発の最大限の成果の確保を図るため、国立研究開発法人として真に担うべき事務及び事業に特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図るとともに、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の見直しを行う。

## 第2 事務及び事業の見直し

### 1. 研究開発等について

行政施策の立案や技術基準の策定等に反映される技術的知見を得るための研究開発を実施し、研究開発成果の最大化を図るために必要な研究体制を整備するとともに、研究所に配置された人材等を最大限に活用することができるようにしたうえで、社会的要請の高い課題により重点的・集中的に対応する。

当面、資源・エネルギーの効率的利用などグリーン社会の実現に向けた研究、建築物被害調査の高度化など激甚化・頻発化する自然災害に対応するための研究、生

産性向上に資するデジタル技術等の技術開発の進展に対応した研究等の強化に取り組む。

## 2. 研修について

遠隔講義システム等を活用し、新型コロナウイルス感染症感染拡大等の影響により研修生が渡航できない等の場合においても計画通り研修を継続する。

また、地震工学に関する研修については、開発途上国等の技術者等の養成を行うことで、開発途上国等における地震防災対策の向上が図られるよう、研修のカリキュラムに地震工学に関する最新の知見を反映させ、研修内容をより一層充実させる。

## 3. 他分野・他機関との連携について

研究テーマの特性に応じて、グローバルな視点や他分野との連携も含め、国内外の公的研究機関・大学・民間研究機関等との適切な役割分担のもとで、研究開発における連携を強化する。

## 4. 研究成果の普及の促進について

講演会やイベントの開催、研究所ホームページにおける研究資料の公表等を通じた研究成果の普及・広報を更に推進する。その際、遠隔地からの参加を促すためのWeb配信の活用など、より幅広い対象に分かりやすい情報提供を行う。

## 第3 組織の見直し

所内において分野横断的な連携体制を強化する他、継続的な外部資金の獲得を踏まえた柔軟な体制の確保、女性研究者の採用や管理職への登用等による研究者の多様性の確保、外部の学識者の招聘・意見聴取を通じて研究・取組への参画を進めるなど、高度な専門性が求められる研究開発を継続するための体制を強化する。

## 第4 その他（業務全般に関する見直し）

上記第2及び第3に加え、以下の取組を行う。

### 1. 業務運営体制の整備

#### （1）管理運営の効率化

研究ニーズの高度化、多様化等の変化に機動的に対応し得るよう、柔軟な組織運営を図る。

(2) 内部統制の向上

建築研究所の業務の適正を確保するため、理事長のリーダーシップの下で、内部統制に関するマネジメントを適切に行う。また、中立性・公平性の確保を図りながら研究開発等を行う。

(3) 情報セキュリティ対策

研究情報等の重要情報を保護する観点から、引き続き業務計画に情報セキュリティ対策を位置付け、推進する。

(4) PDCA サイクルの徹底

研究評価を実施し、評価結果を研究開発課題の選定・実施に適切に反映させる。さらに、研究成果をより確実に社会へ還元させる視点での追跡評価も実施する。

(5) 実験施設の更新

デジタル技術の進展や生活様式の変化等新たな課題に即応していくために、実験施設の必要な補修・更新に取り組む。

2. 財務内容の改善

(1) 保有資産の見直し

保有資産の必要性について不断の見直しを行う。

(2) 自己収入の増大

保有する施設・設備の外部機関による利用を促進し、自己収入の確保を図る。

(3) 調達合理化

契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。また、契約に関する情報の公表により、透明性の確保を図る。なお、随意契約については、適正な事由により公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。

#### （４）給与水準の適正化

研究開発業務の特性等を踏まえた柔軟な取扱いを可能とするとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要であることに鑑み、給与水準及びその妥当性を検証する。

#### （５）中期計画予算の作成

運営費交付金を充当して行う業務については、中長期計画の予算を適切に作成し、予算の適切な執行を図る。

上記１．（１）～２．（５）のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施する。